府中市福祉のまちづくり条例とバリアフリー法等との関係について

バリアフリー法は必要最低限の義務付けであるため、東京都と府中市の各条例で基準の強化をしています。

最低限の基準

			申請・届出先	対象規模
国	**バリアフリー法** 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」	必要最低限の義務付け バリアフリー法で定める特別特定建築物（不特定多数、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物）	建築基準法に基づく 確認申請 ・東京都または各区市 ・指定確認検査機関 【府中市は建築指導課】 ※9割以上が指定確認検査機関利用	バリアフリー法で定めるバリアフリー化の義務付け対象となる規模（2,000平方メートル）の要件を引き下げ、特別特定建築物の用途に応じて、全ての規模、500平方メートル以上、1,000平方メートル以上としています。
都	**東京都建築物バリアフリー条例** 「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」	バリアフリー法　＋　東京都（都市整備局）独自の義務付け バリアフリー法で定める特別特定建築物（不特定多数、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物）に加え、共同住宅、学校等の特定建築物（多数の者が利用する建築物）にもバリアフリー化を義務付けている。		
都	**東京都福祉のまちづくり条例**	建築物バリアフリー条例等　＋　東京都（福祉保健局）独自の義務付け 建築物バリアフリー条例等の整備項目に加え、「観覧席・客席」及び「公共的通路」に関する項目を追加するとともに、対象とする建築物の用途と規模をより広範に定めている。	条例に基づく届出 各区市町村 【府中市地域福祉推進課】 ※府中市の福まち条例に基づく届出をする。 市の条例（独自条例）があるため、東京都の福まち条例の届出は省略される。	用途に応じて、500平方メートル未満についても条例の対象としています。
市	**府中市福祉のまちづくり条例**	東京都福祉のまちづくり条例　＋　府中市独自の義務付け 東京都福祉のまちづくり条例との違いは共同住宅の対象範囲が異なることである。 東京都福祉のまちづくり条例にあわせて平成21年に改正されている。 ※一部制限の緩和及び小規模建築物の特例あり		東京都福祉のまちづくり条例の整備項目の対象に共同住宅等（11戸以上、延床面積2，000平方メートル未満）が追加されている。

対象規模拡大
用途の追加

建築時の手続き

例えば共同住宅は？

	整備義務	延床面積など	確認申請上の用途	府中市福まち条例の届出
バリアフリー法	ー	ー	共同住宅	届出不要 ※バリアフリー条例該当のため、確認申請でチェックされる
東京都建築物バリアフリー条例	対象	2,000㎡以上	共同住宅	
東京都福祉のまちづくり条例	対象	2,000㎡以上	共同住宅	
			寄宿舎又は下宿、その他これらに類する施設	届出が必要
府中市福祉のまちづくり条例	対象	11戸以上	共同住宅　※届出が必要になるのは、11戸以上で2,000㎡未満の	
			長屋、寄宿舎又は下宿、その他これらに類する施設	